



価値共創促進事業 募集要領

公募期間

第1回 令和5年6月1日から令和5年6月30日まで

第2回 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

第3回 令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

※ただし、予算がなくなり次第終了します。

事業実施対象期間

令和6年3月31日までの取組み

問合せ先

府中市 市民協働推進部 協働共創推進課

〒183-0056 府中市寿町1-5

電話:042-335-4414 FAX:042-365-3595

E-mail:siminkyodo01@city.fuchu.tokyo.jp

令和5年10月6日

1 價値共創促進事業とは

(1) 價値共創促進事業とは

この事業は、府中をよりよいまちにするために、民間団体(企業、NPO 法人、市民活動団体、教育機関など)と府中市との「共創」により、これまでにない新たな事業を実施し、多くの市民にとって価値を提供することを目的として実施するものです。

(2) 價値共創促進事業の種別

価値共創促進事業には、次の2種類があります。

テーマ型価値共創促進事業

市が定めた地域課題に係るテーマに基づき、協働事業の実施を市に対して提案できる制度です。

フリー型価値共創促進事業

市民の自由な発想に基づき、協働事業の実施を市に対して提案できる制度です。

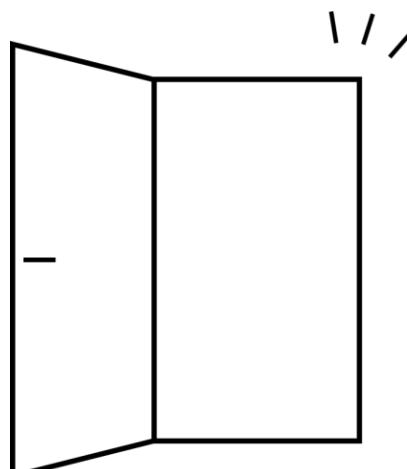
※ テーマ型の募集テーマについては、市ホームページをご参考ください。

<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/shiminkyoudou/kyosonomadoguchi/kachikousou.html>

(3) 申し込みは「共創の窓口」から

「共創の窓口」は、民間団体(企業、NPO 法人、市民活動団体、教育機関など)と府中市との「共創」を促進し、それぞれの力の相乗効果を發揮して行政課題解決に向けた取組に繋げるための最初の相談窓口です。

価値共創促進事業においても、申込の最初の受付フォームは「共創の窓口」となります。



共創の窓口

行政課題を解決する、
民間からの提案を受け付けます！

2 対象団体

次の要件を全て満たす団体が対象となります。

法人	法人格のない市民活動団体
<ul style="list-style-type: none">・法人格を有すること。 (特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、労働者共同組合、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社など)・定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること。・適切な会計処理が行われていること又は行われる見込みがあること。・政治活動又は宗教活動を目的としていること。・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にないこと。・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けている団体又はその役職員若しくは構成員の統制下にないこと。	<ul style="list-style-type: none">・府中市内に活動の拠点を有し、5人以上の構成員で組織されていること。

3 対象事業

次の(1)～(5)の要件を全て満たす事業が対象となります。

対象事業
<p>(1) 府中市内の地域課題を解決することを目的として実施する事業。ただし、下記を全て満たす場合に限る。</p> <p>ア 行政単独では解決できない課題が明確に存在する</p> <p>イ 市場に解決策が十分に存在しない、または、行政単独では市場から解決策を見つけることができない</p> <p>ウ 事業者にとっても新たな取り組みであり、何らかのイノベーション創出につながる</p> <p>エ 共創することにより、社会的に価値を創出することが見込まれる</p>
<p>(2) 市と協働で実施する事業であること（主管課の同意書を要します。）</p>
<p>(3) 令和5年度中に緊急で実施すべき事由がある事業</p>
<p>(4) 令和6年3月31日までに完了する事業であること</p>
<p>(5) 次の各号のいずれにも該当しない事業であること</p> <p>ア 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの</p> <p>イ 政治活動又は宗教活動に関するもの</p> <p>ウ 政策立案のための調査その他の政策の提案に関するもの</p>

工 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

4 委託金額・採択件数

700万円の予算の範囲内で事業を採択します。
採択事業の件数、1事業あたりの委託金額に上限はありませんが、複数の事業を採択予定であるため、1件あたりの委託金額は200万円以内を想定しています。

5 対象経費

対象経費は、次のとおりです。

科目	対象となる経費の例
(1) 講師等への謝礼金	外部から招へいする講師・専門家等に対する謝礼 ※ 団体構成員に対する謝礼は不可。ただし、講演会などで団体構成員が講師となる場合は可。 ※ 講師謝礼としての図書券、商品券等の金券、菓子折り等は対象外。 ※ 金額については原則として「府中市謝礼金に関する基準単価(抜粋)」を上限に算出してください。(原則に沿えない場合は事前にご相談ください。)
(2) 消耗品費	共創事業の実施のために必要な文具・用紙等事務用消耗品費、材料費
(3) 印刷製本費	共創事業で使用する資料等のコピー代、協働事業を周知するためのチラシ・ポスター等の印刷費、事業成果物(パンフレット等)の印刷費
(4) 通信運搬費 (郵送・交通費)	資料や案内等を送付するための郵送料(切手、はがき代等)、打合せや協働事業実施のために要する交通費 ※ 外部から招へいする講師・専門家の交通費は謝礼に含める。
(5) 外注費	共創事業遂行のために必要な加工や設計(デザイン)等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費
(6) 広告宣伝・販売促進費	共創事業に関する販路開拓や顧客獲得を目的とした広報活動のうち、広告掲載、パンフレット等の作成、ホームページ作成、試供品・見本品作成等に関する経費。制作物については、制作に関するデザイン料、購入を行う際の配送料や投函等に関する配送委託費を含む。
(7) 保険料	共創事業に係る保険料
(8) 使用料及び賃借料	打合せや助成事業実施のために必要な会場使用料、資機材のレンタル料
(9) 会場の舞台装置その他の設備の設営費	共創事業実施のために必要な会場の舞台装置・設備等の設営費
(10) 人件費	共創事業実施のための直接的に要する人件費

(基準単価 1,120 円×時間数) 事業の実施、報告書等の作成、評価・検証等に従事する者的人件費を含みます。 ※ 人件費積算表をご提出ください。 ※ 基準単価は東京都の最低賃金を参考にしています。 ※ 実績報告時には、次の資料の提出が必要です。 ・雇用契約がある場合：雇用契約書、作業日報 ・雇用契約がない場合：作業日報、領収書（補助事業に直接従事した時間数×基準単価で積算した額の領収書） ※ 作業時間の積算に不正が認められる場合は返還となります。

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

<以下の経費は対象外>

- ・団体等の運営に係る人件費（事業実施のために直接的に要する人件費以外の人件費）
- ・日常の団体運営や活動に要する消耗品費、備品費
- ・事務所の賃借料、光熱水費…など

■府中市謝礼金に関する基準単価(抜粋)

分類	講師等の区分	謝礼基準 (1時間当たり)
1 知識・教養等の講座及び講習会に係る謝礼金	大学教授、医師、弁護士、公認会計士、著名民間学者、一流ジャーナリスト、民間企業最高管理者層、国局部長級	13,000 円以内
	大学准教授、短期大学教授、民間専門研究家、民間企業上級管理者層、国課長級、弁理士、不動産鑑定士、高等専門学校教授、校長(都職員を除く)	11,500 円以内
2 研修会・講演会等に係る謝礼金	大学講師・助教、短期大学准教授・講師等、民間技術者、民間企業下級管理者層、税理士、国課長補佐級、高等専門学校准教授・教頭(都職員を除く)、NPO 法人役員	10,000 円以内
	大学助手、民間一般技能者、民間企業監督者層以下、国係長級以下、教諭(都職員を除く)	9,000 円以内
	上記以外の方(知識経験者、各種専門家、NPO 法人役員以外等)	7,000 円以内
健康増進・スポーツ・レクリエーション及び文化センター事業、公民館講座の料理・趣味実用講座等に係る謝礼金	市内文化団体・体育団体・自主グループ等の指導者	
	指導員(3人以上)…全指導員合計の謝礼額の上限は1時間当たり 6,500 円	6,500 円以内
	指導員(1人又は2人)…1人当たりの謝礼額の上限は1時間当たり 3,000 円	3,000 円以内
体育・レクリエーション等の指導者		
	主任指導者(A)	3,800 円以内

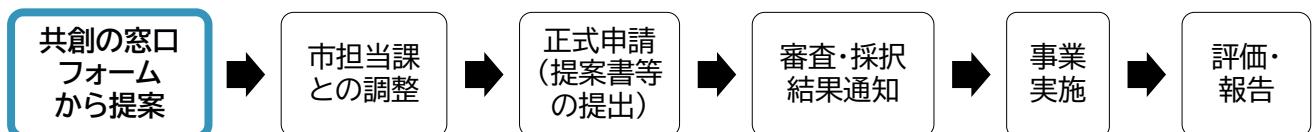
	主任指導者(B)	2,800 円以内
	サブ指導者	1,900 円以内
	アシスタント 体育指導員	1,300 円以内

6 公募スケジュール

	「共創の窓口」提案期間	正式申請締切	審査日
第1回	令和5年6月1日から 令和5年6月30日まで	令和5年7月31日	令和5年8月17日
第2回	令和5年7月1日から 令和5年8月31日まで	令和5年9月30日	令和5年10月 18 日
第3回	令和5年9月1日から 令和5年10月31日まで	令和5年11月30日	令和5年12月 20 日

7 応募方法・事業実施の流れ

(1) 共創の窓口フォームから提案



ア 共創の窓口フォームから提案

行政課題を解決するアイデアを下記「共創の窓口」提案フォームよりご提案ください。

<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/shiminkyoudou/kyosonomadoguchi/kyosonomadoguchi.html>

ただし、提案期間より前に同様の内容で既に「共創の窓口」にご提案いただいている場合、再度の提案は不要です。

提案の種類は、「テーマ型」と「フリー型」の2種類です。

イ 公募期間

第1回 令和5年6月1日から令和5年6月30日まで

第2回 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

第3回 令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

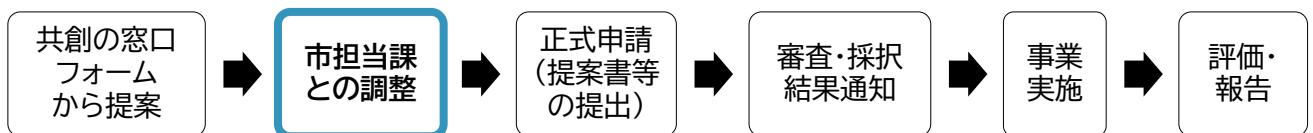
※ ただし、予算がなくなり次第終了します。

ウ 留意事項

提案後、市担当課との調整に時間がかかることがありますので、お早めにご提案いただく

ことをおすすめします。

(2) 市担当課との調整



ア 協働共創推進課職員によるヒアリング

市担当課との調整を行う前に、まずは協働共創推進課職員が事業内容等をヒアリングします。ヒアリングの結果、共創事業の実施について該当する担当課があり、かつ共創事業に適していると見込まれる場合、市担当課へ提案内容の共有を行います。

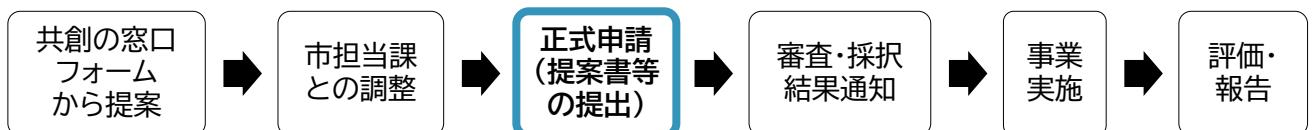
イ 市担当課との調整

市担当課より共創事業の申請に向けた調整の希望があった場合、提案団体・市担当課・協働共創推進課の3者で打合せを行い、実効性の高い共創事業とするため提案内容の調整を行います。

ウ 調整の終了

調整の結果、共創事業として実施することが適していると担当課が判断した場合は、「(3) 正式申請(提案書等の提出)」をしていただきます。なお、共創事業としての実施の効果が限定的である又は市が共創事業を実施することが困難な事情がある等の場合には、審査に進むことはできません。

(3) 正式申請(提案書等の提出)



ア 正式申請(提案書等の提出)

市担当課との調整の結果、共創事業の実現に向けて正式に申請をすることとなった場合は、下記フォームより提案書等の提出を行ってください。提案書等は選考に用いられますので、未記入の箇所がないよう、ご注意ください。

<https://logoform.jp/form/6ibw/259105>

イ 正式申請締切

正式申請の締切は次のとおりです。(提案締切は正式申請締切の1か月前となりますのでご注意ください。)

第1回正式申請締切 令和5年7月31日

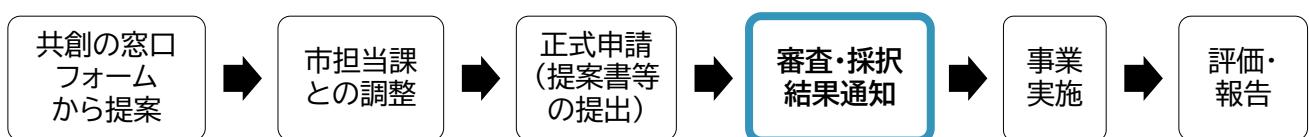
第2回正式申請締切 令和5年9月30日

第3回正式申請締切 令和5年11月30日

事業の提案に当たっては、次の書類を提出してください。

提出書類
<ul style="list-style-type: none">● 府中市価値共創促進事業提案書(事業実施計画書)● ロジックモデル● 団体概要書● 主管課意見書● 事業収支予算書● 団体の定款・規約・会則● 直近2か年の財務諸表● 役員・会員名簿● その他、添付書類の提出可(必要に応じて、市から提出を求めることがあります。)

(4) 審査・採択結果通知



ア 審査方法

審査は、提出いただいた書類と公開プレゼンテーション・質疑応答を基に行います。

イ 審査(公開プレゼンテーション)日程・会場

審査(公開プレゼンテーション)の日程は次のとおりです。

回	日程	会場
第1回	令和5年8月17日	府中市市民活動センター「プラット」 地域支援事務室
第2回	令和5年10月18日	府中市市民活動センター「プラット」 地域支援事務室
第3回	令和5年12月20日	府中市市民活動センター「プラット」 地域支援事務室

イ 審査基準

次の表で掲げる項目について、審査員が点数化します。

審査項目	審査の視点(ポイント)
地域課題の明確性	<ul style="list-style-type: none">・ 地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。・ 地域課題は重大であるか。

	<ul style="list-style-type: none"> 行政単独では解決できない課題が明確に存在するか。
共創の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 市にとって共創する意義があり、市が関わることがふさわしい事業か。 課題解決のために市との共創という手法が必要か。 団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 市場に解決策が十分に存在しない、または、行政単独では市場から解決策を見つけることができない
公益性・社会的インパクト	<ul style="list-style-type: none"> 特定の人の利益ではなく、不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益に寄与するか。 事業を共創することにより社会を大きく変革させる可能性があり、社会的インパクトを生み出せるか。 ロジックモデルの内容が妥当であるか。
革新性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい視点と創意により組み立てられた事業か。 事業の発展性や将来性が期待されるか。 民間にとっても新たな取り組みであり、何らかのイノベーション創出につながるか
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> 計画が妥当であるか。 計画を実現できる体制(人材面・資金面)を有しているか。 提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 費用対効果の視点で市の委託事業として妥当であるか 令和5年度中に緊急で実施すべき事由があると認められるか

ウ 審査結果通知

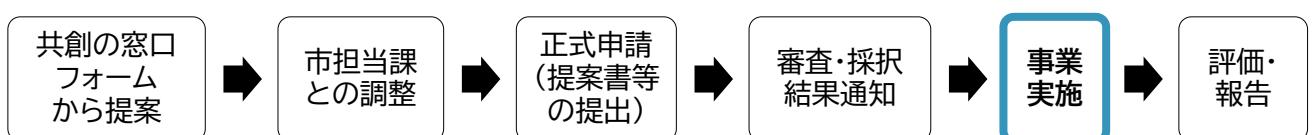
事業の審査結果は、提案団体及び市担当課に通知します。

事業が採択された場合、次の書類を期限までに協働共創推進課へご提出ください。

なお、審査の結果、付帯条件がある場合は、市担当課と調整のうえ、ご提出ください。

- 府中市価値共創促進事業提案申込書
- 府中市価値共創促進事業提案書(※付帯条件を踏まえて変更がある場合)
- 事業収支予算書(付帯条件を踏まえて変更がある場合)
- その他すでに提出しているものから変更があった書類

(5) 事業実施



ア 事業実施期間

事業実施期間は、原則「契約締結日」から令和6年3月31日までです。

イ 市担当課と打合せ

事業決定後、実施に向けて、共創相手となる担当課と、事業目的や内容、役割分担等について、改めて打合せを実施します。

ウ 契約締結

市担当課との打合せの結果、共創内容が確定したら契約を締結します。

なお、市担当課との調整の結果、成果連動型民間委託契約方式(PFS)による契約を締結することができます。

エ 委託費の支払い

委託費の支払いは、原則概算払いにて事業実施前に支払います。(ただし、事業実施の結果、経費に変更がある場合や、成果連動型民間委託契約方式(PFS)による契約の場合は精算(返還)が必要となることがありますのでご注意ください。)

オ 事業の実施に係る留意事項

- 事業を進めるに当たっては、定期的に情報や意見を交換しながら、「協働の原則」に基づいて実施してください。

「協働の原則」とは？

(「府中市市民協働の推進に関する基本方針」より抜粋)

1 目的共有の原則

地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを、相互に理解・認識する必要があります。

2 対等の原則

対等な協力関係にあるとの認識の下、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組むことが求められます。

3 相互理解の原則

対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築く必要があります。

4 自主性尊重・自立化の原則

それぞれの特性や長所をいかせるよう、その自主性を尊重するとともに、市民や各活動団体が自立して活動できるよう、取組を進める必要があります。

5 評価の原則

協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証する必要があります。

6 情報公開の原則

透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開する必要があります。

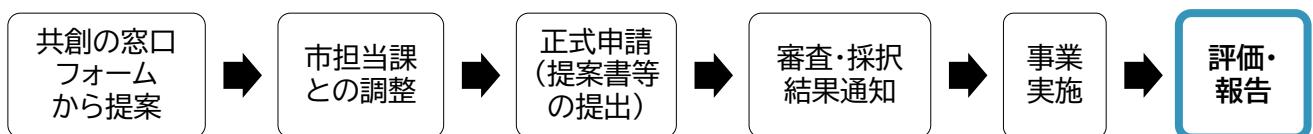
- 事業開始後は、原則として、事業内容や委託金額の変更はできません。なお、やむを得ない事情により、事業途中で事業内容等に大幅な変更が必要となる場合や、事業を中止しなければならない場合等は、分かり次第早急に、かつ必ず事前に、市担当課及び協働共創推進課に相談してください。また、変更届を提出してください。
- 提案書等に係る全ての記載事項は、本事業の目的・趣旨の範囲で、協働事業の具体的な事例として、個人情報を除き、市ホームページ等で事例としてご紹介させていただきます。
- 事業実施に当たっては、個人情報の取扱いに十分ご注意ください。

工 事業のPR

協働事業の実施に当たり、作成するチラシ、ポスター、冊子、看板等にできる限り「令和5年度府中市価値共創事業」と明記してください(※ 団体内部や市との打合せに用いる資料等への明記は不要です。)

また、SNSなどを活用した積極的な周知に努めてください。

(6) 評価・報告



ア 社会的インパクトマネジメント

事業実施前に作成したロジックモデルに基づき、事業実施後のアウトカム指標・インパクト指標の評価を行ってください。

イ 担当課との振り返りの実施

事業実施後、速やかに市担当課と事業の振り返りを行ってください。

ウ 振り返りの結果を踏まえて、事業終了後30日以内かつ令和6年3月31日までに下記の書類を市担当課に提出してください。その後、市担当課より協働共創推進課へ写しを提出します。(事業の内容が計画時と変更があった場合など精算(返還)が必要となることがあります。)

※ 3月に実施した事業でも、3月31日までに「実績報告書」を提出してください。

実績報告時提出書類

- 府中市価値共創促進事業実績報告書
- ロジックモデル報告書
- 委託料使途明細書
- 支出が確認できる領収書等の写し
- 事業終了までの経過(会議経過や作業手順等)が分かる資料

- その他、添付書類の提出可(必要に応じて、市から提出を求めることがあります。)

工 報告会

事業実施の翌年度、事業の実施結果や成果、協働で実施した際の課題や気付き、改善点等を発表する「公開報告会」に出席してください。報告会の日程は別途調整します。

府中市価値共創促進事業提案書

概要	
団体名	
事業名 (事業の概要が分かるように 20 字以内で記入してください。)	
本事業で解決を目指す地域課題 (市民の声や、統計データなどの根拠があれば記載)	
課題解決の概要 (どのように課題を解決するかを 100 字以内で記載)	
提案内容の詳細	
実施時期	
実施場所	
対象者	
実施内容 (実施する内容を具体的に記載)	
市担当課	

他 団 体 等 と の 連 携 (有 の 場 合 のみ 記 載)	
事業成果	
期 待 す る 事 業 成 果 (K G I ・ K P I) ※ 定 性 的 な 指 標 も 可	KGI(アウトカム): KPI(アウトプット):
事 業 成 果 の 活 用 方 法 及 び 将 来 の 展 望 (事業成果を今後どのように活かし ていくかなど)	
協 働 の 意 義 及 び 役 割 分 担	
協 働 す る こ と に よ る メ リ ッ ト	(団体のメリット) (市のメリット) (市民のメリット)
協 働 す る こ と に よ る 相 乘 効 果 (協働で実施することで、社会的インパク トの向上にどのような効果があるか)	
役 割 分 担 ※市の役割の例:	(団体の役割)

事業実施協力/広報協力/関連機関調整/ 施設利用/行政情報提供など	(市の役割)
独　自　性 ※他の団体では同様の事業を実施する ことができない理由や競合優位性など	
実現可能性	
実施時期・実施内容	●令和 年 月: ●令和 年 月: ●令和 年 月:
実　施　体　制	
自立化の見込み	
ビ　ジ　ネ　ス　モ　デ　ル 展　望	
その他	
事　業　の アピールポイント	
総　事　業　費	円
委　託　料　要　望　額	円

※事業費明細は「事業収支予算書」のとおり

ロジックモデル

団体名	
事業名	

インプット (団体の資源)	活動 (提案内容)	アウトプット (活動の結果)	短期アウトカム (事業終了時変化)	長期アウトカム (ビジョン)
活動の実施に必要な、団体が保有するヒト・モノ・カネ・ノウハウなどの資源	今回の提案事業で実施する活動の概要	活動によって直接得られる、活動直後の結果（ある程度コントロールが可能）	活動やアウトプットにより後からやってくる変化・成果（補助事業終了時点）	短期達成は困難だが、活動が将来的に目指す社会変化。 目的・ビジョン。
例：〇〇資格保有者、研修会場、研究成果	例：セミナー開催、イベント開催、プログラム開発、参加者募集	例：参加者数、実施回数	例：スマホ活用頻度平均〇日増加、アンケートで自己肯定感の項目が平均〇点増加	例：虐待のない社会、子どもの社会性向上、デジタル格差解消
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

団体概要書

団体名	
代表者氏名(フリガナ)	
団体住所	〒 -
団体電話番号	
担当者氏名(フリガナ)	
担当者電話番号	
担当者 E-Mail	
通知書等送付先住所 ※団体住所と異なる場合	〒 -
法人等種別 (株式会社/NPO法人/ 個人事業主/任意団体等)	
法人番号 (該当する場合のみ)	
設立年月日	年 月 日
活動内容 (活動目的などを 記入してください。)	
直近2年の活動実績	<p>【令和 年度】</p> <p>【令和 年度】</p>
当年度の活動予定	

令和 年 月 日

市民協働推進部協働共創推進課長

部 課長

主管課意見書

府中市価値共創促進事業に係る主管課意見は、次のとおりです。

団体名	
事業名	

<input type="checkbox"/>	上記事業について、当課と共創することを希望します。
<input type="checkbox"/>	上記事業について、当課と共創することが可能です。
<input type="checkbox"/>	上記事業について、当課と共創することはできません。

↑該当する項目に「○」を記載

【上記意見の理由】

【特命随意契約の指定理由(予定)】

※ 審査の結果採択となつた場合、価値共創促進事業の委託費予算を執行委任し、主管課において委託契約を締結します。

【担当者】

○○

内線：

事業収支予算書(価値共創促進事業)

団体名	
事業名	

1 収入の部

科目	金額(円)	財源の明細等
委託料		
委託料	円	※府中市価値共創促進事業提案書の「委託料要望額」と同額
自主財源		
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	※府中市価値共創促進事業提案書の「総事業費」と同額

2 支出の部

科目	金額(円)	経費の明細等
対象経費		
謝礼金	円	
消耗品費	円	
印刷製本費	円	
通信運搬費	円	
外注費	円	
広告宣伝・販売促進費	円	
保険料	円	
使用料及び賃借料	円	
会場の舞台装置その他 の設備の設営費	円	
人件費	円	
その他	円	
小計(A)	円	
対象外経費		
	円	
	円	
	円	
小計(A)	円	
合計	円	※府中市価値共創促進事業提案書の「総事業費」と同額

人件費積算表

※人件費を計上する場合のみご提出ください。

府中市価値共創促進事業変更届

令和 年 月 日

府中市長

団体所在地
団体名
代表者名
事業責任者氏名
電話 ()

府中市価値共創促進事業について、次のとおり変更します。

変更前	
変更後	

府中市価値共創促進事業実績報告書

令和 年 月 日

府中市長

団体所在地
団体名
代表者名
事業責任者氏名
電話 ()

このことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事 業 名			
事 業 の 目 的			
実 施 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
実 施 場 所			
参 加 人 数			
実 施 内 容			
実 施 効 果			
委託料金額	円	支 出 金 額	円
添 付 書 類	1 助成金使途明細書 2 支出が確認できる領収書等の写し 3 事業終了までの経過(会議経過や作業手順等)が分か る資料		

ロジックモデル報告書

団体名	
事業名	

インプット (団体の資源)	活動 (提案内容)	アウトプット (活動の結果)	短期アウトカム (事業終了時変化)	長期アウトカム (ビジョン)
活動の実施に必要な、団体が保有するヒト・モノ・カネ・ノウハウなどの資源	今回の提案事業で実施する活動の概要	活動によって直接得られる、活動直後の結果（ある程度コントロールが可能）	活動やアウトプットにより後からやってくる変化・成果（補助事業終了時点）	短期達成は困難だが、活動が将来的に目指す社会変化。 目的・ビジョン。
例：〇〇資格保有者、研修会場、研究成果	例：セミナー開催、イベント開催、プログラム開発、参加者募集	例：参加者数、実施回数	例：スマホ活用頻度平均〇日増加、アンケートで自己肯定感の項目が平均〇点増加	例：虐待のない社会、子どもの社会性向上、デジタル格差解消
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

※ 事業終了時点での実際に生じた事実を記載してください。ただし、長期アウトカムについては実際の変化を確認できない場合、当初の展望を記載することも可能です。

委託料使途明細書(価値共創促進事業)

団体名	
事業名	

1 収入の部

科目	金額(円)	財源の明細等
委託料		
委託料	円	※府中市価値共創促進事業提案書の「委託料要望額」と同額
自主財源		
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	※府中市価値共創促進事業提案書の「総事業費」と同額

2 支出の部

科目	金額(円)	経費の明細等
対象経費		
謝礼金	円	
消耗品費	円	
印刷製本費	円	
通信運搬費	円	
外注費	円	
広告宣伝・販売促進費	円	
保険料	円	
使用料及び賃借料	円	
会場の舞台装置その他 の設備の設営費	円	
人件費	円	
その他	円	
小計(A)	円	
対象外経費		
	円	
	円	
	円	
小計(A)	円	
合計	円	※府中市価値共創促進事業提案書の「総事業費」と同額

